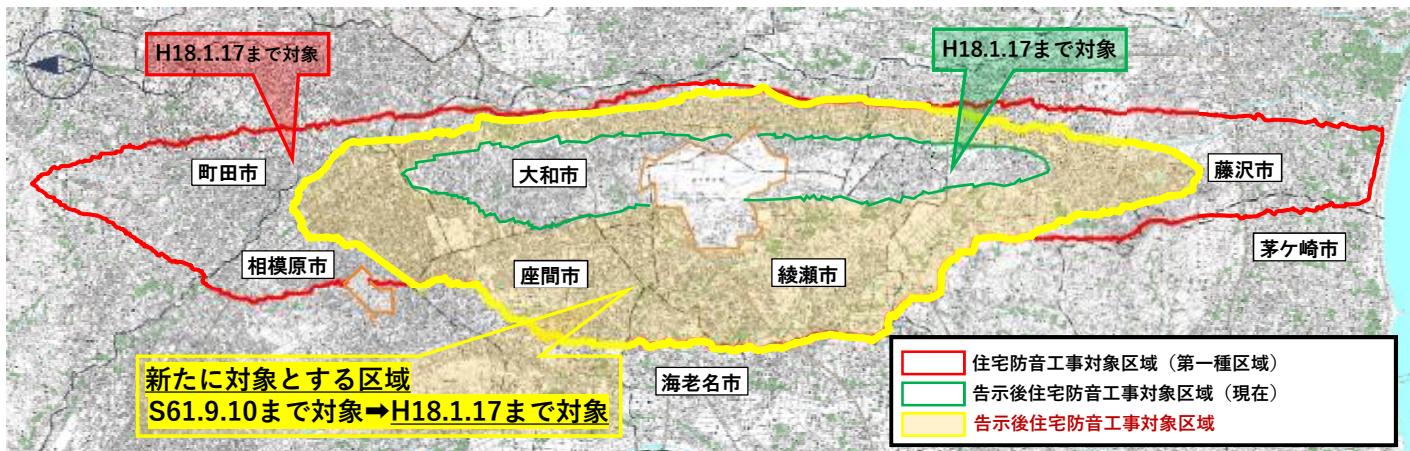


## 厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

厚木飛行場周辺における75W以上85W未満の区域（下図の黄色の範囲）に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していましたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施することとしました。

### ○ 対象となる区域・住宅



(市別の対象範囲図)

### ○ 希望届受付期間：令和8年2月2日（月）から開始

- 告示後住宅の防音工事の実施は、希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に実施します。



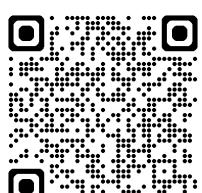
### ○ 防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入又は入力の上、郵送又は電子メールにて南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課へ提出してください。

※ 東京都町田市については、北関東防衛局企画部住宅防音課(TEL: 048-600-1821)にお問い合わせください。

### ○ 住宅防音工事希望届について

- 当局ホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/effort/plan/airfield-jutakubouon/index.html>)



### 【希望届の提出・問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内  
南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課・第2課  
TEL: 045-211-7113